

(府労連)

回 答

令和4年6月17日
人 事 局 長

(府労連)

去る令和4年5月27日に、府労連からご要求のありました諸事項につきましては、これまで数次にわたる事務折衝及び先般の課長交渉を通じまして、皆様方のご意見は十分に承ってまいったところでございます。

皆様方のご意見を、上司にも十分に伝えますとともに、この間、ご要求の諸事項全般につきまして、検討を行ってきたところでありますが、社会経済情勢が依然として厳しいことから、我々としても、その対応に苦慮しているところでございます。

とりわけ強くご意見のある諸点につきましては、その後も引き続き、鋭意検討を進めているところでありますが、これまでの交渉及び事務折衝を踏まえ、現段階での考え方を申し上げたいと存じます。

第1のご要求について、府労連との、これまでの良き労使関係については、今後とも維持してまいりたいと存じます。

我々としては、この基本的立場に立ちまして、職員の給与・勤務条件に関わる諸問題については、誠意をもって、府労連と十分協議を行ってまいりたいと存じます。

第2のご要求について、人事委員会勧告は、労働基本権制約の代償措置であることから、尊重することが基本と考えております。

第5のご要求について、妊娠中の職員の通勤緩和については、母子健康手帳の交付を受けている職員を対象としているところですが、取得しやすい制度となるよう、必要な調整を行ってまいりたいと考えております。

第10のご要求について、定年の引き上げについては、適切な制度運用が図れるよう、国制度等も踏まえて検討しているところでございます。

勤務労働条件に関わる事項については、内容が固まり次第、皆様方と十分に協議を行ってまいりたいと存じます。

第12のご要求について、令和4年10月より新たに地方職員共済組合及び公立学校共済組合に加入が見込まれる会計年度任用職員をはじめとする短時間勤務職員に対する人間ドックについては、令和5年度より常勤職員と同様の措置を検討しているところでございます。

なお、地方職員共済組合における人間ドック等の個人負担の軽減につながるような措置等については、鋭意検討しているところですが、現在その対応に苦慮しているところでございます。

第13のご要求について、育児休業等に関する法律の改正に伴う勤務制度の拡充については、育児休業の取得回数の制限緩和など、法改正を踏まえ適切に措置してまいりたいと存じます。

その他のご要求の諸事項については、先般、課長回答
でお答え申し上げたとおりでございます。

ご要求に対する回答は、以上でございます。